

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1057））

2. 日時：平成30年6月20日 10時00分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、吉村上席安全審査官、千明主任安全審査官、  
宮本主任安全審査官、日南川安全審査官、穂藤安全審査官、土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

（他16名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、本日の資料に基づき、非常用海水ポンプ用電路の敷設方法の変更について説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

- 設計変更が担当部署に適切に共有されなかったことについて、工事計画認可申請の内容に与える影響の範囲を整理して提示すること。
- 原因分析について、外部事象担当部署だけでなく全体の情報共有及び検討の有無を整理して提示すること。
- 情報共有の方法について、社内のルールに基づいて本来どうあるべきだったかを整理して提示すること。

（3）日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 非常用海水ポンプ用電路の敷設に伴う新規制基準の適合性について
- ・東海第二発電所 非常用海水ポンプ用電路敷設ルート変更に係る情報共有不足の原因と対策について